

平成 27 年 3 月 13 日
佐世保市長寿社会課
介護保険係

小規模多機能型居宅介護事業所 御中
複合型サービス事業所 御中

同一建物に居住する利用者の算定に係る報告について(通知)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より介護保険の運営につきましては、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合の減算についての報告を毎年度末にお願いしているところでしたが、平成 27 年度介護報酬改定により、同一建物に居住する利用者の算定につきましては、減算から利用者ごとの基本サービス費の算定へと変更となります。また、現在の複合型サービスには同減算はありませんでしたが、同様の算定となります。

つきましては、これまでの報告の内容等についても変更しますので、以下のとおりご報告の程を、よろしく申し上げます。なお、居住施設が特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は報告の必要はありません。

記

1. 提出書類

●「居住施設の入居者一覧」

様式は自由ですが、以下の内容を含むものとしてください。

(1) 記入について

①記入年月日、②記入者職種、③記入者氏名(押印)、④連絡先電話番号

(2) 介護保険サービス事業所について

①事業所名称、②登録定員、③登録者数(居住施設外の利用者を含む)

(3) 居住施設について

①居住施設名称、②入居室数(2 人部屋等を明示)、③全入居契約者数、
④サービス事業所に登録している入居者数

(4) 入居者について

①氏名、②被保険者番号(または性別、生年月日)、③入居年月日、④居室番号等、
⑤他に利用している介護保険サービス(福祉用具貸与、訪問看護など)

※認定を受けていない入居者、または認定結果が非該当の入居者で当該事業所のサービス利用の予定がある場合は記入してください。利用予定がない場合は省略可能です。

※居住施設が複数ある場合は、居住施設ごとに(3)および(4)を作成してください。

※入居者の登録住所(被保険者証記載住所)によるものではありません。

※この「居住施設の入居者一覧」の参考様式は、後日、市のホームページに掲載予定です。

2. 対象事業所

同一建物に該当する居住施設に併設されている(介護予防)小規模多機能型居宅介護、および複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

※これまでの減算の要件に該当または非該当に係らず、利用者ごとの算定となりますので、報告が必要です。(介護給付費算定に係る体制等状況の変更の必要はありません。)

※居住施設が指定特定施設入居者生活介護である場合は報告の必要はありません。

3. 提出期日等

・平成 27 年 4 月 30 日必着で窓口または郵送で提出してください。(FAX不可)

※平成 27 年 6 月 1 日以降は、運営推進会議の議事録と共に提出してください。

4. 運営推進会議における報告について

運営推進会議の議事録と共に提出する際に、運営推進会議での報告内容と重複する部分がある場合は、以下の要領とします。

- ・ 前述の1の(2)の事業所についての内容が報告されて、議事録に記載されている場合は省略して構いません。
- ・ 前述の1の(3)の居住施設についての内容を報告している場合で、議事録に全て記載されている場合は省略して構いません。
- ・ 前述の1の(4)の入居者についての内容は運営推進会で報告する必要はありませんが、1の(1)の記入についての内容、および事業所名称も含め「居住施設の入居者一覧」として議事録と共に提出してください。

5. 報告についての質問

- ・この報告に関するご質問は、介護保険係まで次の要領でよろしく申し上げます。
- ・なお、ご質問の内容により回答には相当の時間を要することもありますので、ご了承ください。
- ・また、14 日以上回答がない場合は、お手数ですが催促のご連絡をお願いします。

(1)FAX

- ・FAXの質問票も様式は、佐世保市ホームページの[ホーム]⇒[事業者の方へ]⇒[介護保険]から「介護保険事業サービスに関する質問等の取扱いについて(お願い)」のページを開きダウンロードして入手してください。
- ・または電話(代表 0956-24-1111 内線 5312)でFAXの質問票を請求してください。質問票の様式をFAX送信します。
- ・他の質問票と区別するために、件名の冒頭に「(同一建物質問)」を必ず入れてください。

FAX番号 0956-25-9670

(2)Eメール

- ・様式は自由ですが、メール受信の把握のために、件名の冒頭に「(同一建物質問)」を必ず入れてください。
- ・個人所有のメールアドレスをお使いでない場合は、担当者氏名をお忘れないようにお願いします。

- ・メールは平日午前中に1日1回受信確認予定です。

メールアドレス chojyu@city.sasebo.lg.jp

(3) 電話および窓口

原則として対応しません。

- ※業務の都合により即時の対応が困難な場合もありますので、できるだけ前述(1)(2)のFAXまたはEメールでの質問とするよう、ご協力をお願いします。

6. 算定基準および留意事項【平成27年4月1日施行】

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

平成18年厚生労働省告示第126号

- ・別表 4 小規模多機能型居宅介護費 イ、注1および注2
- ・別表 8 複合型サービス費 イ、注1および注2

「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

平成18年厚生労働省告示第128号

- ・別表 2 小規模多機能型居宅介護費 イ、注1および注2

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

- ・5 小規模多機能型居宅介護費 (1) および (2)
- ・9 複合型サービス費 (2) および (3)

○ 同一建物の定義

「同一建物」とは、当該小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物(※)を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

(※) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅

以 上